

自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）にかかる医師の診断書等無償交付に関する意見書

精神障害者通院医療費公費負担については、これまで精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて取り扱われてきたが、このほど成立した障害者自立支援法により、平成18年4月1日からは、身体障害者福祉法に基づく更生医療、児童福祉法に基づく育成医療とともに、自立支援医療として支給認定手続や利用者負担の仕組みなどの共通化が図られることとなった。

自立支援医療における精神障害者通院医療費公費負担では、これまで支給認定の有効期間が2年であったものが1年となり、支給認定の申請に当たって必要となる医師の診断書が有料であるため、利用者にとって大きな負担となる。

一方、更生医療と育成医療については、厚生労働省告示により、指定医療機関はそれぞれの医療につき必要な証明書を無償で交付する取り扱いとなっている。

よって、国におかれては、更生医療、育成医療と同様に、精神障害者通院医療費公費負担においても、必要な医師の診断書について、指定医療機関が無償でこれを交付するよう必要な措置を講ずることを強く要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣     あて

総務大臣

厚生労働大臣

横浜市議会議長

伊 波 洋之助